

山口県内各市 空き家除却に係る補助制度

参考資料

※周南市、下松市、光市は制度なし

市町名	山陽小野田市	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	岩国市	長門市	柳井市	美祢市
① 制度の名称	老朽危険空家除却促進事業補助金(案)	危険家屋除却推進事業補助金	中心市街地空き家リセット活用事業補助金	老朽危険空家等除却促進事業補助金	老朽危険空き家除却促進事業補助金	危険空き家解体費補助金	老朽危険空き家除却促進事業費補助金	空き家除却事業補助金	老朽危険空き家除却事業補助金	危険家屋除却推進事業補助金
② 対象空き家	年間を通して使用実績がない常時無人な状態 ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため	年間を通して使用実績のない常時無人な建築物 ・木造住宅 ・主に居住のため ・個人所有 ・所有権以外の権利が設定されていない者	所在地が中心市街地 ・S56.5.31以前の戸建住宅	年間を通して使用実績のない常時無人な状態 ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため	現に使用されておらず、今後も使用見込みのないもの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住用 ・個人所有	1年以上居住その他のしやうがないもの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため ・個人所有	居住がなされていないことが常態のもの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住用 ・個人所有 ・抵当権等の設定がないもの	・常時無人の状態にあるもの ・建て替えを目的としていないこと ・除却後5年間は、家屋等の建設及び土地の譲渡並びに営利を目的とする事業が出来ないこと	年間を通して使用実績がない常時無人な状態 ・木造 ・主に居住のため ・個人所有	非公表
③ 補助対象者	建物の所有者・相続人数地の所有者・相続人・借地権者	建物の所有者・相続人数地の所有者・相続人	・登記所有者 ・同一敷地内に新たに戸建て住宅を建設する者	建物の所有者・相続人数地の所有者・相続人	建物の所有者・相続人	建物の所有者・相続人数地の所有者・相続人	建物の所有者・相続人	非公表	建物の所有者・相続人数地の所有者・相続人	非公表
④ 空き家危険度判定	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	なし (S56.5.31以前の戸建住宅)	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」の一部不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上	国交省「外観目視による住宅の不良度判定」準拠不良度測定基準100点以上
⑤ 周辺への危険度	隣接する土地、建物、道路、河川から2m以内	・屋根材等落下の危険性：隣接から建物高さの1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣地から建物高さ以内	なし	落下、倒壊の危険度、隣地の状況、人口集中地区の有無、苦情・通報・相談の有無等を点数化し判断	隣接する土地、建物、道路、河川から建物の高さ以内	・屋根材等落下の危険性：隣接から建物高さの1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣地から建物高さ以内	隣接する土地、建物、道路、河川から建物の高さ以内	非公表	・屋根材等落下の危険性：隣接から建物高さの1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣地から建物高さ以内	非公表
⑥ 補助対象経費	・空き家を解体し更地にする費用 ・立木、家財道具、機械、車両等の移転・処分費用を除く	・空き家を解体し更地にする費用 ・塀、樹木などの附属物の撤去を除く	・空き家の解体に要する経費	・空き家を解体し更地にする費用 ・草木の除草伐採及び処分の費用を除く	・空き家を解体し更地にする費用 ・門・塀・地下埋設物等や樹木の除却工事、家財道具・機械・車両の移転・処分費用を除く	・空き家を解体し更地にする費用 ・家財道具・機械・車両等の移転・処分費用を除く	・空き家を解体し更地にする費用 ・地下埋設物の除却を除く	非公表	・空き家の解体に要する経費	非公表
⑦ 補助金額	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の2分の1 ・上限40万円	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の3分の1 ・上限50万円 ※無接道敷地は10万円加算	・対象経費の3分の2 ・上限100万円 ※施工業者による代理受領可	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の3分の1 ・上限30万円	・対象経費の2分の1 上限 200㎡未満50万円 200㎡以上500㎡未満70万円	・対象経費の3分の1 ・上限30万円	①世帯全員の市民税が非課税の場合 70万円 ②世帯総所得額250万円以下の場合 50万円
⑧ 所得制限	なし	なし	なし	なし	世帯の総所得金額が500万円未満	なし	なし	世帯の前年所得金額の総計が250万円未満であること	世帯全員の市町村民税所得割額合計304,200円未満	①世帯全員の市民税が非課税 ②世帯総所得額250万円以下
⑨ その他			・解体後、同一敷地内に新たな住宅の建設に着手すること		・施工業者による補助金の代理受領可能					